

2023年
12月1日
第477号



JR東海 労



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

JR東海労働組合

発行人 淵上 利和
編集人 高山 浩

http://jrroukairou.sakura.ne.jp/

不満を表明し交渉を集約

2023年度年末手当



交渉の激励に訪れたJR総連八幡副委員長

本部は11月16日、2023年度年末手当について会社に不満を表明しつつ、妥結を通告しました。本部は10月2日、「2023年度年末手当に関する申し入れ」(「申第7号」として、3・5ヶ月分の年末手当支給、プラス1人10万円支給、更に専任社員にプラス5万円支給、不当なボーナスカットをやめることなどを会社に申し入れました。

JR東海は、今年度の中間決算を発表、連結純利益1,950億円を計上しました。また、通期連結純利益予想を2,500億円から3,080億円に上方修正しました。このことから、要求通りの回答を引き出すことができるまでに、会社の経営体力は回復して

います。2023年度年末手当については、組合員・社員が日頃から安全・安定輸送を担ったのは勿論、急増した旅客対応を適切に行った結果である。まずは、その努力に報いなければならぬ」と前置き、「3・0ヶ月しか要求していない組合があるが、3・0が上限か」と質問しました。会社は「議論経過を踏まえ決定する」と回答し、3・0ヶ月以下ありきではないことを確認しました。

「激」の交渉に訪れたJR総連八幡副委員長。組合員は「組合員が納得しない恣意的な不当労働行為である」と主張しました。

「激」の交渉に訪れたJR総連八幡副委員長。組合員は「組合員が納得しない恣意的な不当労働行為である」と主張しました。

「激」の交渉に訪れたJR総連八幡副委員長。組合員は「組合員が納得しない恣意的な不当労働行為である」と主張しました。

「激」の交渉に訪れたJR総連八幡副委員長。組合員は「組合員が納得しない恣意的な不当労働行為である」と主張しました。

東海の地から労働運動の灯を消すな!
第40回臨時大会
 日時 12月14日(木)14時より
 場所 名古屋ワークライフプラザれあろ

が経営の重荷になってい... 役員報酬がコロナ禍... 役員報酬がコロナ禍... 役員報酬がコロナ禍...

出向を断る理由は正当だ！ 本橋書記長、証人尋問で堂々と証言！

本橋出向取消裁判の証人尋問が11月1日、東京地裁で開廷され、原告の本橋書記長、被告側から新幹線鉄道事業本部柴田人事課長(当時)が証言しました。

最初に被告側から証人尋問が行われました。柴田証人は主尋問では滞りなく証言しましたが、反対尋問では尋問の趣旨に答えられない証言に終始しました。苦情申告や面談でのやり取りを例に出しながら「本橋さんは出向に

は「淵上さんは(職場)の異動である」と証言し、出向が取り消された事実を認めませんでした。これには、傍聴席の冷笑を買いました。

原告の本橋さんは主尋問で、出向に同意していないことや出向を断る正当な理由があることを、面談や苦情申告などで一貫して主張してきたことを具体的に堂々と訴え、会社が出向によって組合活動を制限することは、

JR東海労の組織破壊を意図した不当労働行為であることを主張しました。従って出向命令と出向先をSEKとする専任社員雇用契約を取り消すこ

と、SEKに勤務する義務がないことと、東京就業検査車両所の車両技術係として勤務する地位にあることを裁判所に強く訴えました。

反対尋問で会社側弁護士は、誤った主張・解釈を展開し、あたかも本橋書記長が出向に同意して専任社員雇用契約を締結したと描き出そうとしました。しかし、本橋書記長に反論され、挙げ句の果てには、出向とは全く無関係の本橋書記長の不動産について尋問するなど、傍聴していた組合員からは「呆れた」という意見が相次ぎました。

次回の期日は1月24日で、最終弁論の予定です。

袴田さんの無罪判決を勝ち取るぞ！

静岡地本が各種取り組みに参加

再審公判の取り組み



袴田さんの再審(やり直し裁判)公判が10月27日から静岡地裁で始まりました。静岡地本組合員・OBは、傍聴券の抽選や各支援団体が開催する支援行動に参加してきました。

公園入口で、支援団体によるミニ集会が行われ、JR東海労組合員も参加しました。公判で弁護側は、検察側が証拠品とした雨合羽(火事の消火活動に使用されたとする)、クリ小刀(犯行の凶器とされたもの)は、証拠に至らない点を指摘しました。クリ小刀と18リットル缶、裏木戸、サンダルに付着したと言われている血液の鑑定で弁護側は、鑑定人の文書を基に鑑定できなかつた(袴田さんの血液とは断定できない)ことを説明しました。

また、犯行状況について、犯行時刻から30分間で犯行現場と居住箇所との間を、線路(過密ダイヤ)を2往復横断することとは物理的に無理だということ、弁護人は追及しました。しかし検察側は、侵入方法を明らかにしていません。

第3回公判は11月20日に開廷され、静岡地本半場委員長が傍聴券の抽選に当選し、公判を傍聴しました。公判では、袴田さんが着用したとされる5点の衣類が争点となり、この衣類について、静岡地裁は「捜査機関が捏造した疑いがある」と指摘し、東京高裁でも「捏造された可能性が極めて高い」と判断しています。検察側は、5点の衣類

中日新聞社との意見交換会

「浜松 袴田さんを救う市民の会」と中日新聞社との意見交換会が11月13日、浜松市内で開催されました。意見交換会

には、同会員でもある静岡地本組合員も参加しました。袴田さんが容疑者とされた段階から、マスコミ

は袴田さんが着用したと主張し、捏造を否定しました。 ※傍聴抽選はリストバンド方式。抽選前に番号が記された紙製のバンドを裁判所職員が傍聴希望者の右手首に巻き付けた後抽選する。リストバンドを破くと無効になり、当選したリストバンドを他の人に渡すことはできない仕組み。支援団体は、リストバンド方式の抽選

取り止めと、傍聴席拡大を裁判所に要請した。要請行動には、JR東海労静岡地本組合員も参加。

第4回	12月11日
第5回	12月20日
第6回	1月16日
第7回	1月17日
第8回	2月14日
第9回	2月15日
第10回	3月25日
第11回	3月26日
第12回	3月27日

各社は警察情報を鵜呑みにし、犯人であるかのようにならぬように掲載しました。「浜松 袴田さんを救う市民の会」は、新聞社の責任と謝罪の文書を新聞に掲載を求めています。この申し入れに対し、中日新聞社のみが応じ、意見交換会が実現できました。

中日新聞社側からは、「再審公判では、日本の司法制度全体が裁かれているが、その中には報道も含まれている。事件が未解決になるよりも冤罪をつくることの方が深刻な問題だと、世論に発信していきたい」と見解が述べられました。

晩秋の下呂富士・中根山！ 第26回登山大会



JR東海労は11月12日、岐阜県下呂市の中根山(下呂富士)において、第26回登山大会を開催しました。組合員、OB、家族16名が参加しました。

下呂には日本3大温泉に数えられる名湯が湧き出しており、一度枯れてしまったが白鷺が別の源泉を教えて今に至っているという伝説があります。その名湯も存分に楽しみました。

初日は開会式と夕食懇親会を行い、懇親を深めるとともに翌日の登山に向けて英気を養いました。翌朝から登山開始、途中、「温泉寺」で登山の安全を祈願しました。登山道に積もる枯葉を踏みしめながら中根山頂上を目指しました。途中から強い北風に吹かれましたが、全員が無事怪我もなく登頂しました。頂上からは、飛騨川沿いに開けた街並みを眺めることができました。

下山後は飛騨川河川敷の足湯に浸かり、疲れを癒しました。その後、昼食反省会を行い、準備を担った名古屋地本の仲間をねぎらい、来年は新幹線関西地本準備で開催することを確認、再会を誓い合いました。